

財産目録
令和3年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 白子町社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金		-		-	-	14,013,415
現金		-		-	-	50,000
現金		-		-	-	0
小口現金	社会福祉協議会事務所内	-	運転資金として	-	-	50,000
預貯金		-		-	-	13,963,415
一般会計	長生農業協同組合白子支所	-	運転資金として	-	-	11,192,635
生活援護資金貸付事業	長生農業協同組合白子支所	-	生活援護資金貸付金の原資	-	-	1,285,365
生活福祉資金		-		-	-	0
老障資金		-		-	-	0
日常生活自立支援事業		-		-	-	0
地域包括支援センター	長生農業協同組合白子支所	-	運転資金として	-	-	1,485,415
事業未収金	国保連合会 他	-	2月3月分介護報酬 他	-	-	816,970
未収金	全国社会福祉協議会 他	-	退職金 他	-	-	2,103,379
立替金		-		-	-	0
前払費用	カナミックネットワーク	-	システム賃借料	-	-	38,500
仮払金		-		-	-	0
流動資産合計						16,972,264
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	長生農業協同組合白子支所	-	基本財産	0	0	1,000,000
基本財産合計						1,000,000
(2) その他の固定資産						
建物	(地域福祉活動拠点)車庫	-	社会福祉事業で使用	0	0	427,918
機械及び装置	レーザープレーヤー	-	社会福祉事業で使用	0	0	1
車輛運搬具	中外製菓寄贈車 ハイエース 他	-	社会福祉事業で使用	0	0	1,566,865
器具及び備品	クーラー(研修室) 他	-	社会福祉事業で使用	0	0	90,363
長期貸付金		-		0	0	14,617
貸付事業貸付金	生活援護資金貸付金	-	生活援護資金貸付金	0	0	471,500
徴収不能引当金	生活援護資金貸付金徴収不能引当金	-	生活援護資金の徴収不能引当金	0	0	456,883
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉団体職員退職手当積立基金	-	職員退職金預け金(全社協)	0	0	30,040,570
退職給付引当資産		-		0	0	6,835,125
共助会退職給付引当資産	千葉県社会福祉事業共助会	-	職員退職金預け金(共助会)	0	0	6,835,125
地域福祉積立資産		-		0	0	10,732,671
長生農業協同組合	長生農業協同組合白子支所	-	運転資金として	0	0	8,732,671
ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	-	運転資金として	0	0	2,000,000
生活援護資金貸付金積立資産	ゆうちょ銀行	-	生活援護資金貸付金の原資	0	0	5,000,000
その他の固定資産		-		0	0	9,590

財産目録
令和3年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 白子町社会福祉協議会
事業：法人全体

2 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
リサイクル料預け金	車輻リサイクル費用預託金	-	社会福祉事業で使用する車輻のリサイクル費用	0	0	9,590
その他の固定資産合計						54,717,720
固定資産合計						55,717,720
資産合計						72,689,984
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	町補助金返還金 他	-		-	-	7,186,430
未払費用	3月分保険料 他	-		-	-	4,070,280
預り金		-		-	-	7,590
職員預り金	1～3月分源泉所得税 他	-		-	-	199,754
流動負債合計						11,464,054
2 固定負債						
退職給付引当金		-		-	-	42,909,685
全社協退職給付引当金	全社協退職給付引当金	-		-	-	36,074,560
共助会退職給付引当金	共助会退職給付引当金	-		-	-	6,835,125
固定負債合計						42,909,685
負債合計						54,373,739
差引純資産						18,316,245

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輻運搬具の には会社名と車種を記載すること。車輻番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。